

ハイライト:

- ・消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からスタートします。
- ・中小企業向け設備投資関連税制を取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
軽減税率制度関係について	1
中小企業向け設備投資関連税制	2

平年より遅い梅雨明けとなり、今年の夏は短く感じられました。残暑も日ごとに和らぎ過ごしやすい季節となりました。

第79号では、消費税の軽減税率制度、中小企業向け設備投資関連税制について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

軽減税率制度関係について

いよいよ令和元年10月1日から消費税率10%への引き上げ及び消費税の軽減税率制度がスタートとなり、同時に仕入税額控除の方式として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。今号では、国税庁で公表している冊子をもとに解説いたします。

区分記載請求書等保存方式は、令和元年10月1日以後に行われた課税資産の譲渡等から適用されます。現行の請求書の記載事項に、軽減税率の対象品目である旨及び税率ごとに合計した税込対価の額を記載し取引先に交付することになります。ただし、軽減税率の適用対象がなければ、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額)の記載があれば従前と変わることはありません。

【請求書の記載例】

請求書		
株〇〇御中		
10月分	32,800円(税込)	
10/1	牛肉3Kg ※	10,000円
10/15	トレ-2箱	5,000円
	⋮	
合計		30,000円
消費税		2,800円
10%対象	22,000円	}
8%対象	10,800円	
※印は軽減税率対象品目		
株△△商事		

・軽減税率対象品目には「**※**」等の記号・番号等を記載
・軽減税率の対象品目であることを記載

税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額

1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 区分記載請求書には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、レシート等も含まれます。

10月以降の軽減税率8%は、9月までの現行8%とは税率区分(国税と地方税)が異なるため、税区分(例:軽8%)を会計システム上正しく入力する必要があります。

【年間契約の区分記載請求書】

例えば、年間契約(月額料金で定め、中途解約時は未経過分の返還)の保守契約を締結し、1年間の保守料金を一括して前受けした場合には、この契約に基づき計上した前受金に係る資産の譲渡等の時期は、毎月の役務提供が完了する時となります。年間契約の対価に係る請求書等を発行する場合は、10月以降、軽減税率の適用対象とならない取引であったとしても、令和元年9月までの取引と税率が異なることから、取引先が仕入税額控除を行うための請求書等の記載事項を満たすためには、令和元年9月までの対価の額と令和元年10月以降の対価の額とを区分して記載する必要があります。

請求書等で、旧税率と新税率が混在する場合には、「10月以降は新税率10%にて計算しています。」など書き添えるのも一法です。

【請求書に「軽減税率対象資産の譲渡等である旨」の記載がない場合】

軽減税率対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額の記載がない請求書等を交付された場合であっても、交付を受けた側が、その取引の事実に基づいて「追記」し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められています。しかしながら、毎回必要な項目の記載がない請求書が発行された場合には、追記を行うこととなる経理担当の負担もかかるため、取引先に相談することをお勧め致します。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



中小企業向け設備投資関連税制

資本金1億円以下の中小企業が設備投資を行う場合、以下の即時償却・特別償却又は税額控除を可能とする税制措置が置かれています。新たに設備を取得される予定がある場合は事前にご相談ください。

< 出典: 中小企業庁 税制改正のポイント >

対象	措置	国税(法人税、所得税)				地方税
		中小企業経営強化税制		● 中小企業投資促進税制、 ● 商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制		固定資産税の特例
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除	
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の法人			10%		7%	3年間の課税標準額を2分の1に軽減
資本金 3,000 万円超～1億円以下の法人		即時償却	7%	30%	適用なし	

	中小企業経営強化税制 (A類型)	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業 活性化税制
対象設備	機械装置:160万円以上 工具:30万円以上 器具備品:30万円以上 建物附属設備:60万円以上 ソフトウェア:70万円以上	機械装置:160万円以上 工具:120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上 ソフトウェア:70万円以上、複数合計70万円以上 貨物自動車:車両総重量3.5トン以上 内航船舶:取得価額の75%	器具備品:30万円以上 建物附属設備:60万円以上
対象業種	風俗営業以外のほぼ全業種が対象	不動産業・電気業・風俗営業等は対象外	製造業・建設業・風俗営業等は対象外
その他	認定を受ける必要あり 所得拡大促進税制の上乗せ要件	———	認定経営革新等支援機関などのアドバイス機関の指導書類が必要

情報収集機能及び分析指示機能を有するもの

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-15 青山1025
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル3F
 電話 048-816-6180
 Fax 048-834-1594
 nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
 nakamura-cpa@tkcnf.or.jp